

長野県立木曽病院職員倫理規程

当院職員は、その職種を問わず下記の規定を遵守すること。

- 1 患者の権利・義務憲章を認識し、擁護・指導する共同の責任を担うこと。
- 2 患者さんの健康を、自らの第一の関心事として、良心と尊厳をもって自らの専門職を実践すること。
- 3 生涯学習の精神を保ち、常に必要な知識と技術の習得に努め、患者さんに奉仕すること。
- 4 医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展につくすとともに、法規範の遵守に努めること。

令和5年9月改正